

# 結核定期健康診断にかかる Q&A

## 【報告について】

Q1. なぜ提出しなければならないのか？

A1. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定期健康診断を行い、その実施状況を久留米市保健所所長に報告しなければならないことが、規定されています。

Q2. 定期健康診断は、必ず行わなければならないか？

A2. 感染症法で、健康診断を行わなければならないとなっています。

ただし、感染症法で検診が義務付けられている施設は、感染するリスクが比較的高く、発病者が発生した場合に感染の拡大が懸念される施設です。義務を守らないことで、行政上の責任(営業停止など)や刑事上の責任(罰金など)を問われることはありません。ただし、義務を守らないことで民事上の責任(損害賠償など)を問われる可能性があります。

Q3. 報告様式はあるか？

A3. 原則として、電子申請での報告をお願いします。その際、メールアドレスが必要です。

電子申請を行うことができない場合、FAX、郵送や持参でも受け付けています。報告書の様式は、久留米市のホームページからダウンロードできます。

Q4. 提出期限はあるか？

A4. 健診実施年度の翌年度 4 月 10 日までにご提出をお願いします。

## 【対象者、対象となる施設について】

### <学校>

対象	学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校
対象外	修業年限が1年未満のコースしかない各種学校、および幼稚園

対象者	実施義務者	回数
業務に従事する者	事業者	毎年度に1回
高校以上の年次における新入生、 中高一貫校の高校1年生 (2年生以上、編入性、転入生は対象外)	学校の長	入学した年度に1回

### <医療機関等>

対象	病院、医科・歯科診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院
対象外	訪問看護ステーションなど介護も目的とする事業所や、 病院・診療所として許可・届出のない事業所

対象者	実施義務者	回数
医療機関で従事するすべての者。 使用者(管理者)、非正規雇用労働者(非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイトなど)も対象。	事業者	毎年度に1回
介護老人保健施設・介護医療院で従事するすべての者。 使用者(管理者)、非正規雇用労働者(非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイトなど)も対象。		

<社会福祉施設・老人福祉施設>

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉施設(感染症法施行令第11条)</li> <li>● 生活保護法に規定する施設(救護施設、更生施設等)</li> <li>● 老人福祉法に規定する施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム)</li> <li>● 障害者自立支援法に規定する施設(身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮)</li> <li>● 売春防止法に規定する施設(婦人保護施設)</li> </ul>
対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童福祉法に規定する施設</li> <li>● 授産施設</li> <li>● 老人デイサービス施設</li> <li>● 老人短期入所(ショートステイ)施設</li> <li>● 小規模多機能型居宅介護施設</li> <li>● 認知症対応型共同生活援助施設(認知症高齢者グループホーム)</li> <li>● 障害者総合社会福祉施設を通所のみで利用する場合</li> </ul>

対象者	実施義務者	回数
<p>●施設で働くすべての者 使用者(管理者)、非正規雇用労働者(非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイト)も対象。</p>	事業者	毎年度に1回
<p>●65歳以上の入居者 ※施設を生活の本拠とし、日常生活の大部分を長時間に渡り送る者に限る。(単に通所している者や、施設で提供される他の福祉サービスを利用する者は対象外。)</p>	施設の長	65歳に達する日の属する年度以降において、毎年度に1回

Q5. パート職員は対象になるか？

A5. 常勤、非常勤を問わず、業務に従事している従業員全員が対象になります。  
労働安全衛生法令に基づく健康診断(いわゆる職場健診)の対象でない非正規雇用労働者(非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイトなど)も、報告の対象となります。

Q6. 派遣社員は対象になるか？

A6. 感染症法では、事業所で働く全員が結核定期健康診断の対象です。派遣元、または従業員本人に、結果の提出を依頼してください。  
(労働安全衛生法では、派遣元に一般定期健康診断の実施義務と結果の保管義務があります。)

Q7. 医療機関や施設の事務員は対象になるか？

A7. 医療機関や施設においては、職種(事務職や医療食、介護職等)を問わず対象となります。

## 【健診の内容について】

Q8. 直接撮影、間接撮影の違いは何か？

A8. エックス線検査の撮影方法の違いです。

- 直接撮影とは、レントゲン像を実物大で撮影して、読影します。
- 間接撮影とは、撮影したレントゲン像をフィルムに縮小し、集団検診等で一度に大勢の人のレントゲン写真を保存するものです。

Q9. 健診を実施できなかった場合は、どうすればいいか？

A9. 健診の実施や受診は義務となっていますので、個人任せにするのではなく、対象者への積極的な受診勧奨並びに健診結果の把握をお願いします。

また、未実施の場合でも報告する必要があります。備考欄に未受診の理由を記載の上、提出をお願いします。その際、保健所から問合せのため連絡することがありますので、担当者名や連絡先も忘れずに記載してください。

Q10. 年度途中で辞めた場合の報告は、どうすればよいか？

A10. 検診時点に在籍していた対象者について、報告をお願いします。

Q11. 長期休業中（休診中）のため健診を実施していない場合、どうすればよいか？

A11. 長期休業中（休診中）の場合は、いつから休診（休業）しているのか、報告書の余白部分に記載いただき、報告をお願いします。また、久留米市保健所 結核定期健康診断担当(0942-30-9730)までご連絡をお願いします。

Q12. 医療機関等において実施した胸部エックス線検査を、結核定期健康診断の実施数とすることはできますか。

A12. 下記のような場合は、定期結核健診を受診したとみなすことができます。

- ① 医療機関の職員が、職場健診で胸部エックス線検査を受けた場合。
- ② 学校の生徒と職員が、学校健診で胸部エックス線検査を受けた場合。
- ③ 個人的に人間ドックで胸部エックス線検査を受けた場合。
- ④ 働きながら専修学校で学ぶ学生が、学校の健診を受けず、職場の健診で胸部エックス線検査を受けた場合。
- ⑤ 2つの各種学校でアルバイトする職員が、一方の職場で健診を受けた場合。
- ⑥ 特別養護老人ホームの入所者が、肺炎になって医療機関で胸部エックス線検査を受けた場合。

※なお、各管理者が指定する日の3か月以内に実施されたもので、管理者が診断書や健診の内容を証明する文書にて結果を把握している場合に限ります。